

## 特定有期雇用職員就業規則、短時間勤務職員就業規則等の概要

非常勤職員について、その従事する業務内容及び雇用の経費に応じて、①特定有期雇用職員、②短時間勤務職員、及び③客員講座等講師に区分し、それぞれの就業規則を定め雇用しようとするもの。

### 1 制定規則名及びその概略

#### ① 特定有期雇用職員就業規則

外部資金若しくは競争的資金による研究費（大学に経理を委任された研究費に限る。）により実施する事業又は大学が規則を定めて行う特定の事業のうち、事業実施に係る期間が定められている事業＝経費措置期間が限定されている事業の実施に必要なため雇用する者

<外部資金等>

G-COE、科学技術振興調整費、科学研究費補助金 共同研究、受託研究等の事業期間（経費配分期間）が定められているもの

<特定事業>

特別研究教育事業、特定研究教育支援業務 等

一 業務内容 特定経費による事業又は特定事業における教育研究、研究、教育又は研究の支援、技術支援、事務支援業務等

二 採用方法 選考採用（選考委員会による選考）

三 雇用期間 当該特定経費及び特定事業に係る経費が措置されている期間  
ただし教員・研究員及び教育研究支援員は、当初雇用日から5年。事務員及び技術員は、当初雇用日から3年を越えることはできない。

雇用期間内であっても経費の減少等により解雇されることがあることを労働条件通知書に明記

四 雇用年齢 雇用期間の末日において65歳以下

（教育・研究系については学長が特に必要と認めた場合にあっては、この限りでない。要協議。）

五 勤務形態 週38時間45分（教員及び研究員は裁量労働制）  
又は週35時間以下

六 賃 金 週38時間45分勤務の場合は原則として年俸制  
週35時間以下勤務の場合は年俸制又は時間給基準の範囲内において雇用者が実質的に決定

#### ② 短時間勤務職員就業規則

① 以外の運営費交付金、奨学寄附金及び外部資金等の管理運営に係る補助業務等に必要なため雇用する者

一 業務内容 事務、技術及び技能に関する補助業務並びに教員の秘書業務等  
(研究支援推進員及び補佐員等)

- 二 採用方法 ハローワーク、大学ホームページ等への公募による選考採用
  - 三 雇用期間 当初雇用日から最長3年
  - 四 雇用年齢 雇用期間の末日において65歳以下
  - 五 勤務形態 週35時間以下（週38時間45分勤務不可）
  - 六 賃金 業務内容に応じた時間給又は年俸制。昇給なし。
- 七 雇用期間満了（3年）後の取扱  
雇用期間満了後は、公募による選考を経た場合に限り、当初雇用日から5年を越えない範囲内で、雇用の更新又は再雇用ができるものとする。公募に際しては選考委員会を設置し選考する。  
<選考委員会構成員の例>
- 事務局：雇用部署の課長（事務長）、グループ長、人事課長
  - 教員秘書等：雇用教員、専攻長（科長、所長、センター長）、他教員
  - 事務部の課長又は事務区事務長（グループ長）

### ③ 客員講座等講師就業規則

- 一 業務内容 客員講座、客員研究部門、準客員研究部門、連携大学院講座若しくは準連携大学院講座において教育研究を行う者又は保健管理センター若しくは留学生センターにおいてカウンセリング若しくは学生相談等の業務を行う者
- 二 採用方法 選考採用
- 三 雇用期間 当該事業年度ごと。更新可
- 四 雇用年齢 雇用期間の末日において65歳以下  
(学長が特に必要と認めた場合にあってはこの限りでない。要協議)
- 五 勤務形態 週38時間45分（又は不定期）
- 六 賃金 年俸制又は時間給

## 2 規則施工日

平成21年4月1日

## 3 経過措置

平成21年4月1日より前に補佐員として雇用されている者については、5年（事務局にあっては3年）に達するまでの間は、現規則による雇用期間、休暇の取扱い及び勤務時間とする。

昭和55年6月1日以前から日々雇用の非常勤職員として雇用されている者及び平成16年4月1日前から引き続き10年を超えて雇用されている者の雇用更新可能期間は65歳に達するまでとする。